四十六、東京万年筆株式会社こと日本リッチモンド株式会社に対する件

昭和四十三年(排)第四十三号

排除命令

東京都文京区本郷二丁目五番六号
東京万年筆株式会社こと
日本リッチモンド株式会社
右代表者　代表取締役　黒崎一雄

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、東京万年筆株式会社こと日本リッチモンド株式会社は、その販売する「パール33ゴールド万年筆」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、次の行為をしてはならない。

(一)　当該商品の小売価格について、架空の比較対照価格を併記することにより、当該商品の小売価格が取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をすること。

(二)　当該商品の景品の品質および価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認

される表示をすること。

㈢　当該商品の購入者全員に景品が当るのに、少数の当せん者だけに景品が当るかのように一般消費者に誤認される表示をすること。

二、同社は、「パール33ゴールド万年筆」について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、㈠当該商品の定価としてそれぞれ表示した「スタンダード型」が千円、「デラックス型」が千三百円、「ハイデラックス型」が千五百円および「十四金ペン」が千八百円の価格は、架空の価格であつて、当該各商品の通常小売価格は、「スタンダード型」、「デラックス型」および「ハイデラックス型」はいずれも五百円程度であり、また、「十四金ペン」は九百円程度であること、㈡当該商品の一等賞品として提供するカメラは、玩具用として製造されたものであり、また、二等賞品として提供する「高級員パールネツクレス」は、人造真珠で作られたものであり、その通常の小売価格は四百円程度であつて、千五百円ではないことおよび㈢当該商品を購入した者を対象としたあぶり出し抽せんは、購入者全員に一等、二等または三等のいずれかの賞品が当る仕組になつており、少数の当せん者だけに賞品が当るものでないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

東京万年筆株式会社こと日本リッチモンド株式会社（以下「東京万年筆」という。）は、肩書地に事務所を置き、「パール33ゴールド万年筆」と称する商品の販売業を営む事業者である。

東京万年筆は、当該万年筆について、月刊明星に注文書をかねたあぶり出し抽せん券付私製ハガキ（以下単に「私製ハガキ」とい

う。)を折り込み、この私製ハガキにより当該万年筆を注文した者に対しては、これを送付し、その代金を払い込んだ者に対しては、あぶり出しの結果あらわれた当せん賞に該当する賞品を送付するといういわゆる代金後払式による景品付通信販売を行なつている。

東京万年筆は、当該万年筆について昭和四十二年六月以降月刊明星に私製ハガキを折り込んで広告しているが、たとえば昭和四十二年十二月号月刊明星に折り込んだ私製ハガキ(別添写)には、当該万年筆の価格についてそれぞれ、「スタンダード型定価千円を六百八十円」、「デラックス型定価千三百円を八百三十円」、「ハイデラックス型定価千五百円を九百九十円」および「十四金ペン定価千八百円を千二百円」で販売する旨を表示し、また、当該万年筆を購入した者に対しては、あぶり出し抽せんにより一等フレンドカメラ、二等高級員パールネックレス(市価千五百円)三等ゲルマラジオを提供する旨を表示し、さらに、景品として提供するカメラについては、その写真を掲載したうえ、「ご注意」と題した注意がきを記載し、あたかも当該カメラは、玩具用のものではないかのように表示している。

しかるに、東京万年筆が販売しようとした当該万年筆は、現在同社以外では販売されておらず、当該万年筆と同等のものを一般の小売店または百貨店等で販売する場合の通常の小売価格は、「スタンダード型」、「デラックス型」および「ハイデラックス型」はいずれも五百円程度であり、また、「十四金ペン」は九百円程度であつて、それぞれ表示された定価で販売される可能性はほとんど認められず、当該各定価は、東京万年筆が販売しようとした当該万年筆の販売価格を安くみせかけるために記載した架空の価格である。

また、東京万年筆が一等の景品として提供するカメラは、玩具用として製造されたものであり、また、二等の景品として提供する「高級員パールネックレス」は、人造真珠でつくられたものであり、その通常の小売価格は、四百円程度であつて、千五百円であるとは認められない。

さらに、前記私製ハガキには、あぶり出しの結果、一等、二等または三等のいずれかの当せん賞があらわれる仕組になつており、

当該万年筆の購入者全員にいずれかの景品が洩れなく提供されるものであつて、少数の者だけが当せんするものではない。

よつて、東京万年筆は、当該商品の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、東京万年筆の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年七月五日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

別添写　省略